

小規模大学における障害学生支援と学生相談

山下 京子

(2023年10月10日 受理)

Support for Students with Disabilities and Student Counseling in Small Universities

Kyoko YAMASHITA

Abstract

The Amendment Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities will go into effect from April 1, 2024, making it mandatory even for private universities to provide reasonable accommodation. While many private universities are working on establishing support systems for students with disabilities, the size of the university affects budget and staff numbers. This article focuses on practical examples for supporting students with disabilities in small universities, aiming to highlight challenges in providing reasonable accommodation. Moreover, in the post-COVID-19 era, it explores effective ways to support students with disabilities and conduct student counseling for psychological assistance. It reports on case studies of supporting students with disabilities at Hiroshima Women's University, discussing how we should collaborate and cooperate with people from different professions, and how we should provide training to support students with disabilities. In conclusion, this article suggests that support systems for students with disabilities in small universities can take various forms depending on their specific characteristics, and that regardless of university size, student support that combines assistance for students with disabilities and student counseling is necessary in the current situation where diverse students are admitted.

Keywords: the Amendment Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities 障害者差別解消法改正, the post-COVID-19 era ポストコロナ, reasonable accommodation 合理的配慮, support systems for students with disabilities 障害学生支援体制

1. はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の改正が2021年(令和3年)5月(令和3年法律第56号)に行われ, 2024年(令和6年)4月1日から施行される(内閣府)¹⁾。改正法の施行により, 事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化

される。高等教育機関における障害のある学生への支援については、文部科学省²⁾が2012年（平成24年）に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置し、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第1次まとめ）」が取りまとめられた。その後、2016年（平成28年）に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催、2017年（平成29年）「障害のある学生の修学支援に関する検討会（第2次まとめ）」として取りまとめられ、第3次まとめに向けて2023年（令和5年）に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が開催されているところである（2023年10月1日現在）。

日本学生支援機構（JASSO）³⁾は、毎年、『大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査』を行っており、2022年度（令和4年度）の結果報告書を公表している。JASSOによると、令和4年5月1日現在の障害学生数は49,672人で前年度から8,928人の増、全学生数3,246,852人に占める割合は1.53%で前年度から0.27ポイントの増加であった。また、障害種別の障害学生数は、多い順に「精神障害」（15,787人、31.8%）「病弱・虚弱」（13,529人、27.2%）「発達障害」（10,288人、20.7%）となっていた。障害学生のうち支援障害学生は27,121人で、障害学生に占める割合（障害学生支援率）は54.6%、全学生に占める支援障害学生数の在籍率は0.84%であった。支援障害学生の障害種別では多い順に「精神障害」（10,222人、37.7%）、「発達障害」（7,164人、26.4%）、「病弱・虚弱」（4,191人、15.5%）であった。障害学生への授業に関する支援を実施している学校852校で、障害種別には、多い順に「精神障害」663校、「発達障害」629校、「病弱・虚弱」552校、授業以外の支援を実施している学校は701校で、障害種別に多い順で「発達障害」530校、「精神障害」523校、「病弱・虚弱」401校であった。「精神障害」の支援内容は、主な授業支援で「配慮依頼文書の配布」（485校）「出席に関する配慮」（448校）「授業内容の代替、提出期限延長等」（346校）「教室内座席配慮」（342校）であり、主な授業以外の支援としては「専門家によるカウンセリング」（390校）「医療機関との連携」（200校）であった。「発達障害」の支援内容は、主な授業支援で「配慮依頼文書の配布」（476校）「授業内容の代替、提出期限延長等」（344校）「出席に関する配慮」（331校）「講義に関する配慮」（320校）、主な授業以外の支援としては「専門家によるカウンセリング」（387校）「自己管理指導」（266校）「対人関係配慮」（220校）であった。「病弱・虚弱」の支援内容は、主な授業支援で「配慮依頼文書の配布」（412校）「出席に関する配慮」（365校）、主な授業以外の支援は「専門家によるカウンセリング」（169校）「休憩室・治療室の確保等」（152校）であった。JASSOの報告にみられるように、高等教育機関における障害学生支援の対象は、障害種別人数では「精神障害」が最も多く、次いで「発達障害」であり、主な支援内容は、授業支援では「配慮依頼文書の配布」、授業以外の支援では「専門家によるカウンセリング」が最も多かった。このことから、障害学生支援における授業支援と並行して授業以外の支援として心理

的な支援が実施されていることがわかる。

障害学生を取り囲む環境は、ここ数年大きく変化している。特に2020年春から始まったコロナ禍は、学生生活に大きな影響を与えた。文部科学省⁴⁾による「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等の学生生活に関する調査等の結果について」では、令和3年(2021)3月に無作為抽出した学生約3,000名(有効回答者1,744名)を対象として行った「新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査」の結果を公表している。この調査では、遠隔授業、経済状況、悩みについて取り上げられており、文部科学省は、様々な工夫を講じて学生等の学修の機会の確保に取り組み質の向上に努めること、経済的支援策に関する情報発信を積極的に行うこと、学生等が相談しやすいような相談体制のさらなる工夫や強化をすることを求めている。遠隔授業の実施にみられるような高等教育機関におけるICT活用の推進は、授業そのものの在り方を見直すことにもつながったと考えられる。このことは、障害学生支援において、合理的配慮の提供としての遠隔授業について検討する時期に来ていることを示している。

改正障害者差別解消法の施行を前に、今回合理的配慮の提供が義務化される私立大学の多くが障害学生支援体制の整備に取り組んでいるが、大学の規模が異なれば、障害学生支援にかかる予算や人員等も当然異なってくる。そこで、本研究では、小規模大学における障害学生支援の実践例について、コロナ禍を経た2022年度を中心に紹介し、合理的配慮の提供における課題を明らかにすることと、心理的な支援を行うために障害学生支援と学生相談の在り方を検討することを目的とする。

2. 小規模女子大学における障害学生支援の実践事例

2.1 対象校の障害学生支援体制及び支援障害学生の特徴

実践事例として挙げる対象校は、学生数約1,200人、2学部5学科からなる地方にある小規模女子大学1校である。障害学生支援は、全学的に2012年度から取り組み、2014年度に障害学生支援室(以下支援室と略)を立ち上げ、現在に至る。支援室の人員は、支援相談員1人(専任)、室長1人(学部教員)の2人体制で、授業支援は教務課と、就職支援はキャリアセンターと連携して行なっている。学内の学生支援部署として、支援室の他に、カウンセリングルームと健康管理センターがあり、それぞれカウンセラー1人(専任)、保健師1人(専任)が配置されている。カウンセリングルームと健康管理センターは学生課に所属し、学生課と教務課は総合学生支援センターに置かれ、支援室も総合学生支援センター内に位置づけられている。月1回程度、支援室と、学生課、カウンセリングルーム、健康管理センターと合同でカンファレンスを

行い、情報共有を行なっている。

支援室で関わった支援障害学生数(支援室開室準備中の2012, 2013年度を含む)を図1に示した。図1に示されたように、2016年度以降、支援障害学生数は20数名程度が続いていたが、2022年度は35名と急増し、支援障害学生の在籍率は全学生数の約3%であった。JASSOの調査³⁾による支援障害学生の在籍率0.84%と比べて、かなり高いことがわかる。例えば、JASSOの調査³⁾の学生数別・学校種別・支援障害学生在籍者数別に見た支援障害学生在籍校数(表5-3「支援障害学生在籍学校数[学生数別・学校種別・支援障害学生在籍者数別]」JASSO, p. 27)では、該当する学生数別の1,000~1,999人の大学は194校あり、そのうち支援障害学生在籍学校数は156校(80.4%)であった。大学156校中、支援障害学生21人以上41校(26.3%)、支援障害学生11~20人が38校(24.4%)、支援障害学生6~10人が27校(17.3%)、支援障害学生2~5人が36校(23.1%)となっていた。このことから、同じような規模の大学でも在籍する支援障害学生の人数は多様であり、各大学での障害学生支援の在り方も多様であると推測される。

支援室で関わった支援障害学生の障害種別について、2020年度、2021年度、2022年度の各支援障害学生数を分母としてパーセントを算出し、表1に示した。表1の2014年度から2019年度については各年度の支援障害学生数を分母としてパーセントを算出し、障害種別の平均を求めた。表1に示されたように、各年度において、精神障害の占める割合が最も高く、特に2022年度は急増し、支援障害学生の49%を占めた。JASSOの調査³⁾では、支援障害学生(27,121人)を障害種別に見ると、多い順に「精神障害」(37.7%)「発達障害」(26.4%)「病弱・虚弱」(15.5%)「その他の障害」(7.4%)「聴覚・言語障害」(5.1%)「肢体不自由」(4.5%)「視覚障害」(2.2%)「重複」(1.2%)であった。一方、支援室で関わった支援障害学生の障害種別は、JASSO³⁾と同様に「精神障害」が最も多かったが、他の障害種別の支援障害学生も在籍しており、年度によって障害種別の割合は変わると推測される。

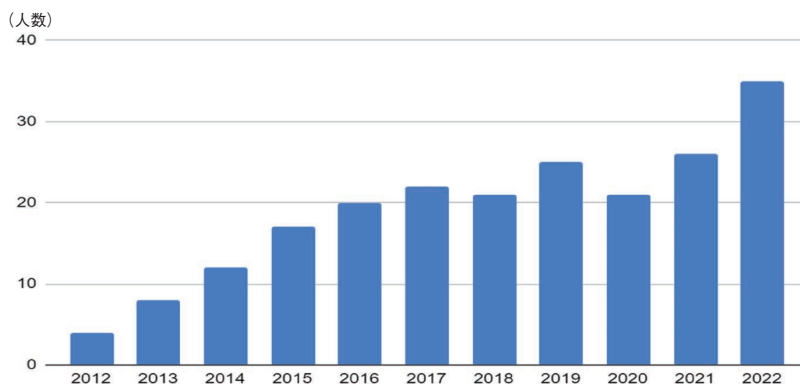


図1 支援室で関わった支援障害学生数

表1 支援室で関わった障害学生の障害種別

2014～2019 (平均)	2020 (n=21)	2021 (n=26)	2022 (n=35)
精神障害 (23%)	精神障害 (24%)	精神障害 (27%)	精神障害 (49%)
発達障害 (19%)	病弱・虚弱 (24%)	聴覚障害 (23%)	発達障害 (15%)
聴覚障害 (14%)	発達障害 (19%)	病弱・虚弱 (12%)	聴覚障害 (12%)
肢体不自由 (11%)	聴覚障害 (19%)	発達障害の疑い (12%)	その他 (9%)
発達障害の疑い 病弱・虚弱 視覚障害 その他	肢体不自由 その他	視覚障害 肢体不自由 重複 発達障害 その他	視覚障害 肢体不自由 重複 病弱・虚弱

2.2 障害学生支援における情報共有

小規模大学における障害学生支援体制は人員や予算に制限があり、支援室は教務課やキャリアセンターなどの学内各部署と業務分担をするなどの、連携・協働が欠かせない現状にある。その場合、各部署間との情報共有について慎重な対応が求められる。支援室では、利用する学生に対して情報提供についての同意を得ているが、学外機関や学内部署と連携が必要な際には、その都度情報提供の範囲について個別に確認を行っている。支援室では授業支援における教務課、就職支援におけるキャリアセンターとの情報共有のほか、学生のメンタルヘルスに関しては、カウンセリングルームや健康管理センターとの情報共有を随時行っている。カウンセリングルームは、新入生全員を対象として入学時に「GHQ 精神健康調査票」と「AQ 日本語版自閉症スペクトラム指標」を実施し、フィードバック面接を行っていることや、健康管理センターは毎年全学生に対して健康診断を実施していることもあり、全学生のこころと体の健康に関する情報を管理している。障害種別で「精神障害」が急増していることもあって、カウンセリングルームや健康管理センターとのさらなる連携が必要とされており、守秘義務のある部署との情報共有の在り方が問われることになる。そこで情報共有の在り方の一案として、共有ファイルの活用を試みた。

大学の情報管理センターにおいて、支援室、カウンセリングルーム、健康管理センターにアクセス制限された Google ドライブの共有ファイルを作成してもらい、2022年4月から年度末まで、支援した日付、学生番号、名前、フリガナ、関わった部署、備考の6項目について、支援室とカウンセリングルームに随時記入を求めた。健康管理センターの記入は、保健師のコー

ナ対応業務のために見送った。共有ファイルへの記入は、面接後速やかに行うように求められ、記入すると、別シートで学生番号順、面接日順に並び替えされ、学生の利用状況を知ることができるようになっていた。コロナ禍以降、面接手段が対面だけでなく、電話や GoogleMeet を用いることも増えており、備考欄への記入で面接手段を確認できた。2022年度の共有ファイルへの記入は、503件、そのうち支援室による記入は274件、カウンセリングルームによる記入は229件であった。

2.3 支援障害学生に対する支援状況

2022年度の支援室で関わった支援障害学生数は35人で、全員が医師による診断を受けており、そのうち障害者手帳取得者数は10人(28.6%)であった。支援障害学生35人について、共有ファイルの記録と保健師への聞き取りをもとに、支援状況の分類を試みた。支援に関わった部署として、支援室のみ、支援室とカウンセリングルーム、支援室と健康管理センター、支援室とカウンセリングルームと健康管理センターの4種類、支援障害学生を、障害種別に、「精神障害」、「発達障害」、「身体障害とその他」に分け、支援障害学生全体、精神障害、精神障害と発達障害、身体障害とその他の4種類について、図2、3、4、5に示した。支援室で関わった支援障害学生の支援状況は、図2に示したように、半数近くが支援室のみとなっていた。障害種別

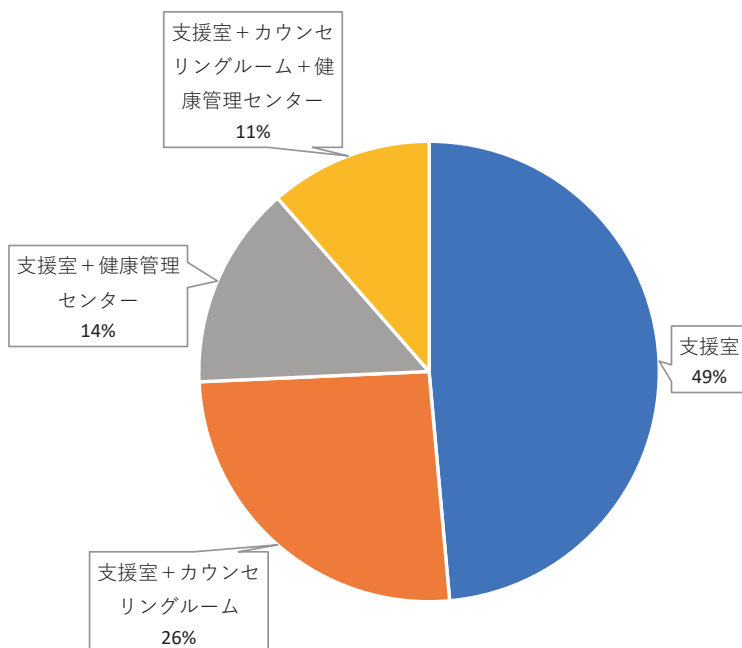


図2 支援障害学生の支援状況

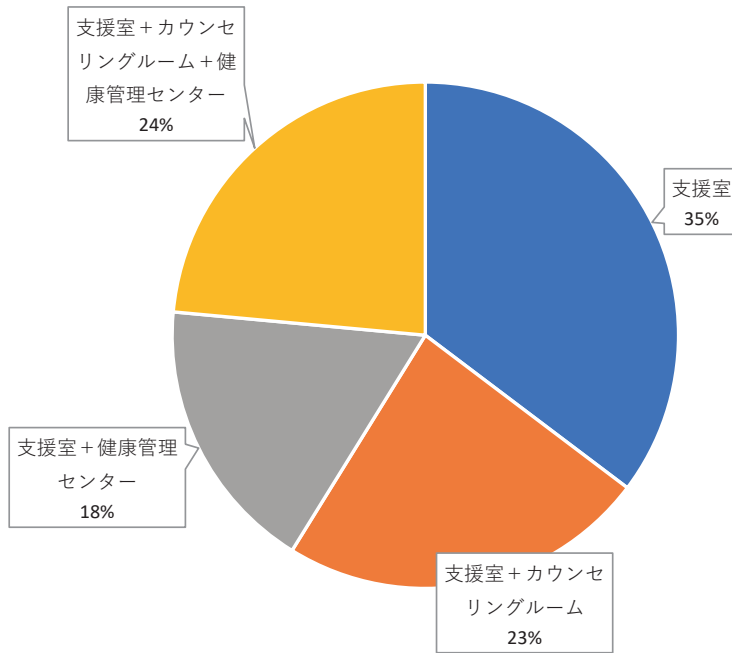


図3 障害種別の支援状況（精神障害）

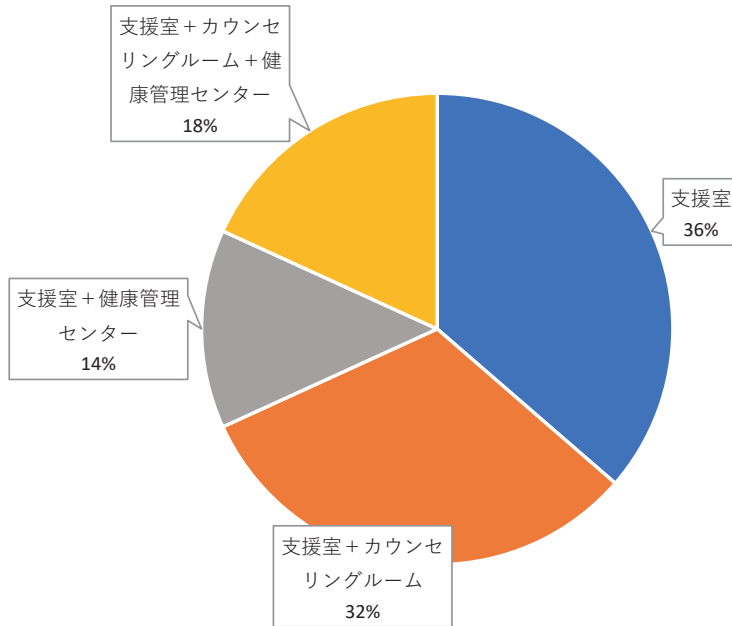


図4 障害種別の支援状況（精神+発達障害）

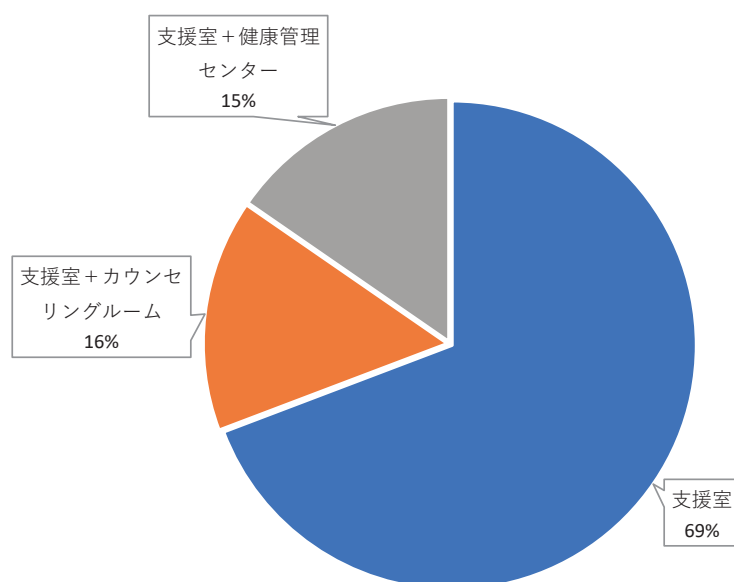


図5 障害種別の支援状況（身体+その他）

に見ると、「精神障害」（図3）と「精神障害と発達障害」（図4）は類似した結果となっており、図2に示した支援障害学生全体と比べると、支援室のみの割合が減少し、カウンセリングルームの関わりの割合が半数近くになっていた。一方、精神障害と発達障害を除いた「身体障害とその他」（図5）では、支援室のみの割合が7割近くであり、カウンセリングルームや健康管理センターの関わりは、3割程度であった。以上の結果から、障害学生支援は、支援室だけでなく心理士や保健師など多職種が連携・協働して行われることが示された。また、障害種別にみると、「精神障害」や「発達障害」と比較すると、「身体障害とその他」における多職種との連携・協働の割合が少なく、背景として障害種によりまず必要となる生活支援や学修支援に取り組むことで、心理的支援の必要性が見過ごされることがあるのではないかと思われる。

2.4 支援障害学生に対する支援内容

コロナ禍の授業は、2020年度以降、全学的に GoogleClassroom を導入し、GoogleMeet を使用して遠隔授業を行った。2020年度は一時期を除いてほぼ遠隔授業を実施したが、2021年度は感染状況に応じて、対面授業と遠隔授業（Live 配信型）を実施した。また、対面授業の時期であっても、コロナ対応として、濃厚接触や感染の場合や、感染の危険性の高い基礎疾患のある場合に、対面授業と遠隔授業を組み合わせた授業形態であるハイブリッド型を実施した。2022年度は対面授業のみであったが、コロナ対応としてのハイブリッド型も行なわれた。支援障害

学生への授業支援の内容は、支援申請として最も多い配慮依頼文書の配布の他、ノートテイク・パソコンテイクの配置、FM補聴器・マイク使用、使用教室配慮、教室内座席配慮、専用机・イス・スペース確保、履修支援（対面の他 Meet、電話、メールなどを活用）であった。授業以外の主な支援としては、居場所の確保、学内移動介助、介助者の入構・入室許可、自己管理指導（対面の他、Meet、電話、メールを活用）、専門家によるカウンセリング（対面の他、Meet、電話、メールを活用）、障害学生向け求人情報の提供、就職支援情報の提供、支援機関の紹介、就職活動支援であった。

コロナ禍を経て、2022年度の支援申請に変化が見られた。遠隔授業の申請と、学期途中の配慮依頼文書の配布の申請の2点である。2022年度は対面授業のみであり、コロナ対応としての遠隔授業申請が認められていたが、支援室が関わっている支援障害学生の中にも基礎疾患を有する者に該当するとして遠隔授業の許可が出た学生と、不許可の学生に分かれた。障害種別では「精神障害」「発達障害」の場合に許可されないケースが多かった。合理的配慮の提供としての遠隔授業については、未だ検討中であり、文部科学省による第3次まとめを待つことになると思われる。

文部科学省による「第2次まとめ」⁵⁾の合理的配慮の「内容決定の際の留意事項」として、内容が教育に関わる場合について「まず、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質（カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件）に不当な差別的取扱いに当たるものや社会的障壁が存在し、それらが障害のある学生を排除するものになっていないかを個別かつ客観的に確認する必要がある。その上で、この本質を変えずに、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を柔軟に調整する。」(p. 13)とある。教育の目的・内容・評価の本質を変えず、教育の提供方法を調整することの一つに、遠隔授業の実施は該当するとも考えられるが、授業によってはハイブリッド型授業の実施が難しい場合もあると想定される。

2022年度に学期途中で配慮依頼文書の配布申請が出てきたことは、おそらくコロナ禍を経て対面授業のみとなったことと関係していると推測される。支援室は出席に関する配慮ではないことを説明した上で、配慮依頼文書の配布を行ったが、対面授業出席に対して精神的負荷の高い学生への支援の在り方についても今後検討が必要であると思われる。

3. 小規模女子大学における障害学生支援の実践事例で見えてきた課題

3.1 多職種連携・協働

日本学生相談学会 (2015)⁶⁾ は、発達障害学生の支援体制のあり方として、カウンセリング機

能とコーディネート機能をどの組織が担うかによって、①独立型(両機能を別機関が担当する)、②部門型(同機関内で機能ごとに部門を分ける)、③統合型(両機能を1つの機関が担う)、の3つのモデルを示している(p. 8)。松川・池田・高橋・榊原(2020)⁷⁾は国立大学86校における学生相談と障害学生支援に関わるWebページを対象に、支援体制と活動内容を調査している。松川ら⁷⁾は、日本学生相談学会⁶⁾の支援体制の3モデルを参考に、学生相談及び障害学生支援における支援体制を分類し、どちらも独立型が大半を占め、次に部門型で、統合型はほとんどなかったという結果を得た。また、独立型よりも部門型の方が多くの活動内容をWebページに掲載していた。松川ら⁷⁾に続き、松川・池田・榊原・高橋(2021)⁸⁾は、国立大学86校における学生相談と障害学生支援の機関・部署を対象に活動状況や連携・実施状況を調査し、今後の学生相談と障害学生支援の機能充実のための要素として、「スタッフ間の連携・協力体制の構築促進」「運営基盤の充実」「上層部を始めとする教職員全体の理解」の3つが重要であると指摘している。

松川ら⁸⁾も指摘しているように、学生相談と障害学生支援が別々の機関・組織になっている独立型が多い国立大学とは異なり、公立大学や私立大学を含めた、学生相談と障害学生支援の組織・体制は多様であると予想される。特に小規模私立大学は、多職種連携・協働を前提とした体制作りが必要とされると考える。本稿で紹介した実践例は、支援室、カウンセリングルーム、健康管理センターの全てが、「総合学生支援センター」内に位置付けられており、日本学生相談学会⁶⁾の3モデルのうち②部門型に該当すると考えられる。支援室を除く他の部署は一人体制であり、松川ら⁸⁾の機能充実のための要素の一つである「スタッフ間の連携・協力体制の構築促進」は実践しやすい状況にあるともいえよう。

報告した実践事例においては、共有ファイルの活用により支援室とカウンセリングルーム間の情報共有はよりスムーズに行なうことができた。健康管理センターによる共有ファイルへの入力については、保健師1人で全学生・全教職員の健康管理に対応しているため、膨大な作業量を必要とする予想され、現実的ではない。支援室とカウンセリングルームが共有ファイルへの記入を行い、健康管理センターは共有ファイルの情報を参考にして追加記入するなどの工夫が求められるだろう。共有ファイルにより、どの部署が学生と関わっているかを比較的タイムリーに把握できることは、支援のネットワークから外れるケースの未然防止にもつながると考えられる。なお、共有ファイルには面接日時のみ記入であり、定期的なカンファレンスで具体的な情報を共有することが必要であり、個人情報の取り扱いについては、慎重な姿勢が求められる。

小規模大学における障害学生支援の在り方を考える時、学内連携・協働のしやすさを利点として挙げられることが多い。例えば西脇(2017)⁹⁾は、小規模大学ならではの資源として、教職

員と学生間、教職員間の距離の近さを挙げ、教職員が学生の特性に応じた支援や関わり方を探索できることや学内連携のしやすさを指摘している。佐々木(2018)¹⁰⁾も小規模大学ならではの「気づき」「つながる」「つなげる」を特色とした、学生相談機関と障害学生支援機関を統合し一つの部門で運営する統合型の支援体制を報告している。赤田(2020)¹¹⁾は、障害学生支援の組織的枠組みのない小規模大学において、障害学生支援の研修を行い、研修前後に調査を実施している。その結果、研修の必要性について、研修後に有意に高く、研修の有効性が証明されたが、小規模による特殊な課題はなく、組織的対応が必要であることが示されたと述べている。このことは、大学の規模に関わらず障害学生支援に対して全学的な取り組みが必要であることを意味していると考えられるが、人員や予算に限りのある小規模大学では、学生支援に関わる全ての部署との連携が必要であり、とりわけ従来からある学生相談部門との連携・協働が欠かせないものとなると考えられる。そのためにも松川ら⁸⁾の指摘する「上層部を始めとする教職員全体の理解」を促進させることは極めて重要であると思われる。

実践事例に示されたように、小規模大学は多職種連携・協働がしやすいという利点があると考えられるが、各部署が一人職場の場合が多く、限定されたスタッフで運営される体制になりがちである。障害学生支援の運営に携わっている常勤スタッフもいずれ定年退職を迎えることになり、支援体制の持続可能性が課題となる。障害学生支援の実践を通して蓄積された専門的知識や技能を継承するためにも後進の育成は欠かせないが、小規模な私学の場合、各部署の人員増は難しく、さらには学生募集の状況により後任を採用できるかどうかも左右されることになる。また、障害学生と関わることのない部署では、障害学生支援に対する関心が低くなりがちであり、障害学生支援体制が整備されているとかえって専門部署に任せておけばよいという風潮に流れやすく、このことも障害学生支援体制を持続させる上での課題となると考えられる。小規模大学だからこそ、障害学生支援部署だけでなく、学生相談や健康管理部署等の連携・協働で、障害学生支援体制が円滑に運営されていくのであり、松川ら⁸⁾の「上層部を始めとする教職員全体の理解」を得るためには、赤田¹¹⁾の言うように研修が必要となるだろう。

3.2 障害学生支援の研修

JASSO¹²⁾の障害学生修学支援ネットワークの拠点校の一つである札幌学院大学は、発達障害学生支援に関するFD/SD研修会を全教職員に向けて継続して実施している。田中(2022)¹³⁾(2023)¹⁴⁾は、障害学生の中でも発達障害など多様なニーズのある学生の修学・就職支援をより一層充実させるために全体的な底上げが必要であると考え、全学必修型FD/SD研修に取り組んでいる。田中¹⁴⁾は、教職員の参加率が前年度よりも低下し、特に教員の参加率が低かったことを報告しているが、一方で継続することの大切さについて言及している。

このFD/SD研修会の事前・事後アンケート結果については、末吉・田中(2022)¹⁵⁾(2023)¹⁶⁾が報告し、効果と課題について検討している。末吉・田中¹⁵⁾は、全教職員を対象とした発達障害学生支援の研修会の実施が、多様な学生に対する支援に向けた全学的な理解啓発に寄与することや、発達障害学生支援の基礎的知識を提供する場として機能したことを効果として挙げ、知識を具体的な支援場面にどのように生かすかについて内容や実施方法が不十分であったと述べている。そこで末吉・田中¹⁶⁾は、事例紹介を取り入れて研修会を実施し、研修会に対する満足度や発達障害学生支援に対する理解に一定の効果があったと報告している。また、研修会の中で参加者同士が交流し互いに情報共有する場を設けることで、学内連携が促進される可能性を指摘している。

札幌学院大学のFD/SD研修(田中¹³⁾¹⁴⁾、末吉・田中¹⁵⁾¹⁶⁾は発達障害学生支援に特化したものであったが、本稿で報告した実践事例では、表1に示したように、発達障害が特に多いというわけではなかった。実践事例では、支援室が過去に2回、全学研修会で講師を務めており、時期と演題は、障害者差別解消法の施行前2015年度に「高等教育機関における合理的配慮に関する留意点」、障害者差別解消法改正後の2021年度に「障がい学生への合理的配慮の提供について」であった。ほとんどの教職員(非常勤職員は除く)が参加しており、障害学生支援の大枠は教職員に理解されたと思われるが、その後、障害学生支援に関わることのなかった教職員にとっては、障害学生支援に対する関心は低くなっていることが懸念される。田中¹⁴⁾の述べるように、継続的な研修の実施が望ましいと考えられる。ただし研修内容については、大学の規模や特性等により重点が異なるのではないかと想像される。例えば、実践事例では、障害学生支援のうち、学修支援については支援室と教務課、ところと身体の健康については、支援室、カウンセリングルーム、健康管理センターで、就労支援については支援室とキャリアセンターで、連携・協働しているという対象校独自の障害学生支援体制になっていることを取り上げる必要があると考えられる。研修内容としては、小規模校ならではの工夫と女子大学生であることを考慮した支援の在り方について周知することから始め、末吉・田中¹⁶⁾のように障害学生支援の事例を導入した研修を継続的に行うという方法もあるだろう。具体的には障害種別の支援事例や、授業やゼミでの支援事例、就職活動における支援事例など、一連の研修を継続的に行うことで、教職員の障害学生支援への理解を促進させるとともに関心を維持することができると期待される。

4. お わ り に

2024年4月1日より改正障害者差別解消法が施行され、私立大学においても合理的配慮の提

供が義務化される。合理的配慮の提供は過重な負担のない範囲で行われるが、過重な負担をどのように考えればいいのだろうか。郷田(2023)¹⁷⁾は、大学792校を対象として、合理的配慮の範囲について各大学の担当者の意識調査を行い、私立大学81校、公立大学30校、国立大学20校の計131校から回答を得た。27の調査項目について「全く必要ない」(1)～「絶対やるべき」(4)の4段階で回答を求めたところ、「障害学生の個別相談対応(メール・電話相談含む)」「教室環境整備(エレベーター・車椅子スペース設置)」「車通学の許可」の平均値が高く、「食事介助」「排泄介助」「休日、夜間等の業務時間外対応」の平均値が低かったことから、障害学生支援担当者の教育的支援と生活支援に対する意識の差が示されたと述べている。過重な負担の判断は個別の事案ごとになされることから、大学の規模、経営状況、立地や学部構成など各大学の特性により、合理的配慮の提供の中身は様々であると想定されるが、障害の有無にかかわらず全ての学生に平等に教育の機会を保障するために、修学の妨げとなり得る社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供に取り組む姿勢は共通である。障害学生支援にかかる予算や人員配置に制限のある小規模私立大学において、障害のある学生からの申し出に対してその通りには対応できない場合も多々あると思われるが、申し出た学生との建設的対話を通して、合理的配慮の提供につなげる必要がある。特に授業における合理的配慮の提供にあたっては、教員も交えての建設的対話が重要であると考えられ、こうした建設的対話の積み重ねは、教員の障害学生支援に関する知識・技能の向上につながるともいえよう。小規模大学だからこそ、個別の事案を地道に積み上げていくことで、全学的な障害学生支援体制が整備されていくように思われる。障害学生支援で重要な役割を果たすコーディネーターについては、専任教職員を配置するのが適切であるが、学内事情により、兼務と言う形での配置もありうるだろう。各大学の特性を活かした多様な障害学生支援体制が展開され、支援の実践が積み重ねられることで、わが国の障害学生支援の底上げにつながり、共生社会の実現に向かうことになると思われる。

コロナ禍を経て、これまでの制約がなくなり対面授業や課外活動が再開され、大学生は一見するとコロナ禍前に通常とされていたキャンパスライフを送っているように思われる。しかしながらCOVID-19というパンデミックの体験が人々にどのような影響を与えたのかについて、特に幼い子供、児童生徒、青年の発達への影響については、これから解明されるべき課題である。また、今日大学は多様な学生を受け入れていることも考慮するならば、障害の有無にかかわらず心理的支援が必要であると言える。森(2023)¹⁸⁾は、発達障害のある学生への支援において、『学びの権利を擁護する「障害学生支援」と、障害の有無に関わらず、教育の一環として、社会に出る前の大学生を全人的に育てていく人格形成を総合的に援助する「学生相談」の両視点が前提にあること』(p. 40)の重要性を指摘し、これら両要素を機能として備えることで「学生支援」として発展していくのではないかと述べている。このことは発達障害学生への支援だけで

はなく、障害のある学生全てへの支援についても当てはまることだと思われる。「障害学生支援」と「学生相談」の機能を持つ支援体制が整備されることで、障害の有無に関わらず、多様な学生が充実したキャンパスライフを送ることができるようになると期待される。

付 記

本稿は、日本学生相談学会第41回大会（2023年5月14日昭和女子大学）において口頭発表した「障害学生支援と学生相談—コロナ禍を経て—」をもとに加筆修正したものである。

文 献

- 1) 内閣府 障害を理由とする差別の解消の推進
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>(2023年10月1日)
- 2) 文部科学省 障害のある学生支援
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1382209.htm(2023年10月1日)
- 3) 日本学生支援機構 (JASSO) 令和4年度(2022年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書 令和5年8月。
https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/_icsFiles/afieldfile/2023/09/13/2022_houkoku3.pdf(2023年10月1日)
- 4) 文部科学省 高等教育局・総合教育政策局 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等の学生生活に関する調査等の結果について。事務連絡令和3年5月25日。
https://www.mext.go.jp/content/20210526_mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 5) 文部科学省 2017 平成29年 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第2次まとめ)。
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405_02.pdf(2023年10月1日)
- 6) 日本学生相談学会 2015 発達障害学生の理解と対応について—学生相談からの提言。
<https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Proposal-20150425.pdf>(2023年10月1日)
- 7) 松川春樹・池田忠義・高橋真理・榊原佐和子 2020 国立大学における学生相談および障害学生支援の組織・体制と活動状況—Web ページの掲載情報に基づく分析—。東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要, 6, 37-44.
- 8) 松川春樹・池田忠義・榊原佐和子・高橋真理 2021 学生相談と障害学生支援の活動状況と充実化要因—国立大学の機関・部署を対象とした調査による検討—。東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要, 7, 375-386.
- 9) 西脇喜恵子 2017 小規模大学における障がい学生支援のあり方について—障害者差別解消法と体制整備の観点を踏まえて—。東京有明医療大学雑誌, 9, 49-51.
- 10) 佐々木創 2018 小規模大学の特色を活かした障害学生支援のあり方—『気づき』『つながる』『つなげる』。東北女子大学・東北女子短期大学紀要, 56, 145-154.
- 11) 赤田太郎 2020 小規模大学における組織的な障がい学生支援の研修による意識の変化とそのあり方に関する研究。四條畷学園短期大学紀要, 53, 57-64.
- 12) 日本学生支援機構 障害学生修学支援ネットワーク。

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shien_network/index.html

- 13) 田中敦士 2022 発達障害のある大学生への修学・就職支援に関するFD/SD研修の取り組み. 札幌学院大学総合研究所紀要, 9, 11-19.
- 14) 田中敦士 2023 発達障害のある学生への修学・就職支援と全学必修型FD/SD研修の試み. 札幌学院大学総合研究所紀要, 10, 53-60.
- 15) 末吉彩香・田中敦士 2022 札幌学院大学における発達障害学生支援に向けた全学必修型FD/SD研修会の効果と課題. 札幌学院大学総合研究所紀要, 9, 3-10.
- 16) 末吉彩香・田中敦士 2023 札幌学院大学における発達障害学生支援に向けた全学必修型FD/SD研修会の効果と課題Ⅱ—事例紹介を取り入れた研修会の実践—. 札幌学院大学総合研究所紀要, 10, 61-68.
- 17) 郷田妙美 2023 大学教育における合理的配慮の課題—過重な負担に影響する要因—. 日本福祉大学大学院福祉社会開発研究, 18, 75-87.
- 18) 森麻友子 2023 発達障害のある学生への支援に関する現状と課題: 「学生相談」と「障害学生支援」を機能として再考する. 名古屋大学大学院教育発達科学研究紀要, 心理発達科学, 69, 35-43.